

# 難民認定行政

—25年間の軌跡—

平成18年11月

法務省入国管理局

難民条約加入25周年記念企画

# 難民認定行政

—25年間の軌跡—

平成18年11月  
法務省入国管理局



難民 (Refugee) という言葉は非常に頻繁に使われているが、一義的にその内容が確立された概念にはなっていない。政治難民、経済難民といったような用語があるかと思えば、避難民、流民、亡命者といった類似の言葉も用いられており、それぞれ使う人によって異なった意味を持つことが多い。

我が国で「難民」という場合、一般的には、危機から逃れる避難民、被災者という広い意味を持ち、政治的又は宗教的な迫害に限らず、戦禍や自然的災害から逃れるために、本国や本来の居住地を離れ、これらの国による保護を受けることが出来ないか、又は望まない人々を総括的に指すものと考えられる。

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）に定義する「難民」とは、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいい、一般的な広い意味の難民と区別するため、「条約難民」ということがある。

この条約難民の概念の中核は、難民条約に規定されているとおり、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を有するか否かにある。そして、我が国の判例上、ここにいう「迫害」については概ね「通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧を意味する」と定義づけられ、また、ここにいう「恐怖」については概ね「当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほか、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要である」とされている。その他の要件についても、司法の場を通じて定義づけられつつあるところである。

我が国は、かかる難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで昭和57年には難民議定書に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところであるが、実際には昭和50年から10年余りにわたって流出したインドシナ難民を除き、必ずしも多くの外国人が我が国に対し難民としての保護を希望したわけではなかった。

ところが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って社会の関心も増大してきている。

そのような中で、平成16年には、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から、難民審査参与員制度の新設、仮滞在許可制度の新設、難民と認定された者に対する在留許可制度、申請期間の制限の撤廃等を内容とする難民認定制度の見直しを行うこととし、これら見直しを内容とする各規定については平成17年5月16日に施行された。

とりわけ難民審査参与員制度は、手続の公正性、中立性、透明性をより高めるため、法務大臣が異議申立てに対する決定を行うに当たっては、法律又は国際情勢に関する学識経験者から選任された難民審査参与員の意見を聴くこととしたものであり、難民認定手続に民間有識者が参加するという画期的な改革であった。

本年は、我が国が難民条約に加入して25年目に当たるとともに、かかる難民認定制度の諸改革から1年の経過を見た年である。

そこで、この機会に、これからの我が国の難民認定行政の在り方を考えていく上での参考とするため、我が国において平成17年までに難民認定申請をした3,928件の申請内容やその後の在留・帰国状況等を分析するとともに、難民審査参与員制度の運用状況を多角的に分析すべく、本書を作成したものである。

## Ⅱ 難民認定申請者の分析について

## 1 難民認定手続の概要

我が国において難民認定を受けようとする外国人は、法務大臣に対して難民認定の申請をすることができる(法第61条の2)。この申請がなされた場合、法務大臣は、難民調査官の調査結果を受けて、申請者を難民と認定するかどうかを決することとなる。この手続を一般に「一次審査」といい、審査の結果、難民と認定する場合には「難民認定処分」を、難民と認定しない場合には「難民不認定処分」を行うこととなる。

現行法の下では、難民認定された者が在留資格を有しない者であった場合、一定の要件を充たすことを前提に、在留資格の取得を必ず許可される(法第61条の2の2第1項)。また、一定の要件を充たさない者や難民と認定されなかった者であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、在留を特別に許可される(同条第2項)<sup>(注1)</sup>。

また、一次審査において難民と認定されなかった者は、法務大臣に対して不服申立てをすることができる(法第61条の2の9)。この不服申立てを「異議申立て」といい、これに対する審査は一般に「異議審」と呼ばれている。その手続の詳細は後記 III に

述べるとおりであるが、審査の結果、難民該当性が認められる場合には、異議申立てに理由があるものとして「理由あり決定」<sup>(注2)</sup>を行う。この場合、法務大臣は当該決定を踏まえて難民認定を行うこととなり、その者が在留資格を有しない者であれば、一定の要件を充たすことを前提に在留資格の取得を許可される。また、一定の要件を充たさない場合や、難民該当性が認められず異議申立てに理由がないものとして「理由なし決定」を行った場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、在留を特別に許可することができる。

**注1)** 以上は平成17年5月16日施行の改正法の下での手続である。改正前の手続においては、難民認定と在留資格の付与とは法的に関連づけられておらず、理論的には、難民と認定されたからといって在留資格が付与されるとは限らなかった。ただし、現実には、難民認定されながら在留資格を付与されなかった者はいない。

**注2)** 改正法施行前の手続においては厳密には「理由あり裁判」「理由なし裁判」であるが、本書では便宜上「理由あり決定」「理由なし決定」と表記する。

## 2 申請者の内訳

難民認定制度が発足した昭和57年1月から平成17年12月末までの24年間に我が国で難民認定申請した者の数は3,928件である。

これを国籍別に見ると、申請者の主な出身国は【資料1】<sup>(注3)</sup>のとおりであり、出身国上位5か国(ミャンマー、トルコ、パキスタン、イラン、アフガニスタン)で全体の約6割を占めている一方、出身国は実に76か国に及んでいる<sup>(注4)</sup>。

申請者の出身地域は【資料2】のとおりであり、アジア地域から2,095件(53パーセント)、中東地域から1,339件(34パーセント)、アフリカ地域から398件(10パーセント)、ヨーロッパ地域から65件(2パーセント)、アメリカ地域から20件(0.5パーセント)、無国籍から11件(0.3パーセント)となっている。

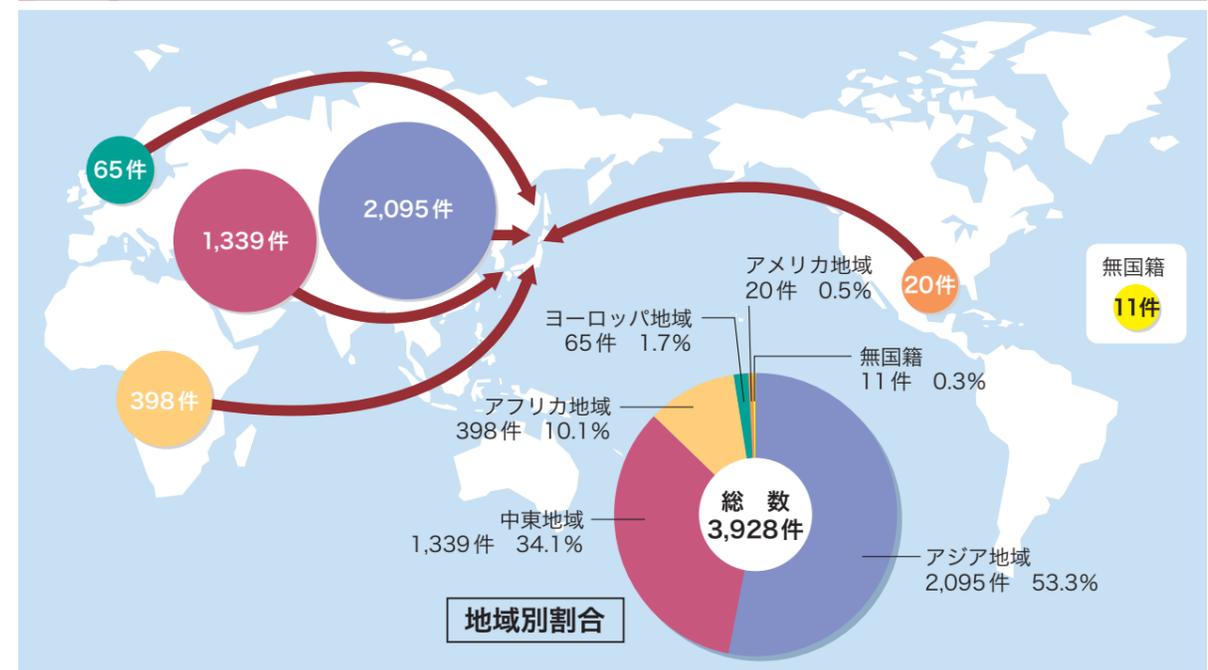
また、これを性別で見たものが【資料3】であり、男性が3,156件、女性が772件であり、男性が全体の約8割を占めている。

また、年齢別に見たものが【資料4】であり、20歳代と30歳代がそれぞれ全体の約1/3を占めている。

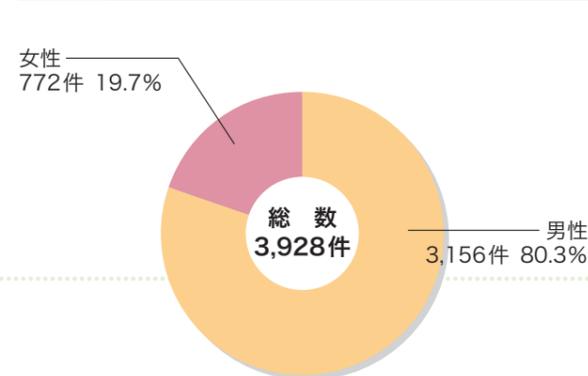
**注3)** 本文及び表の各項目における構成比(パーセント)は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計は必ずしも一致しない。

**注4)** 例えば、ソビエト社会主義共和国連邦からロシア連邦共和国のように、国名やその領土が大きく変更された場合には、別に計上している。また、我が国が政府承認していない地域も便宜上「国」として計上している。

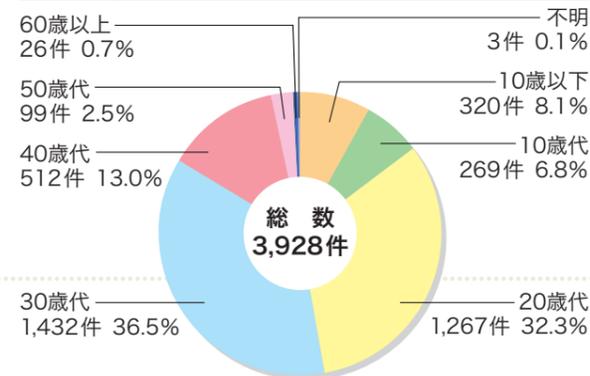
資料2 申請者の出身地域



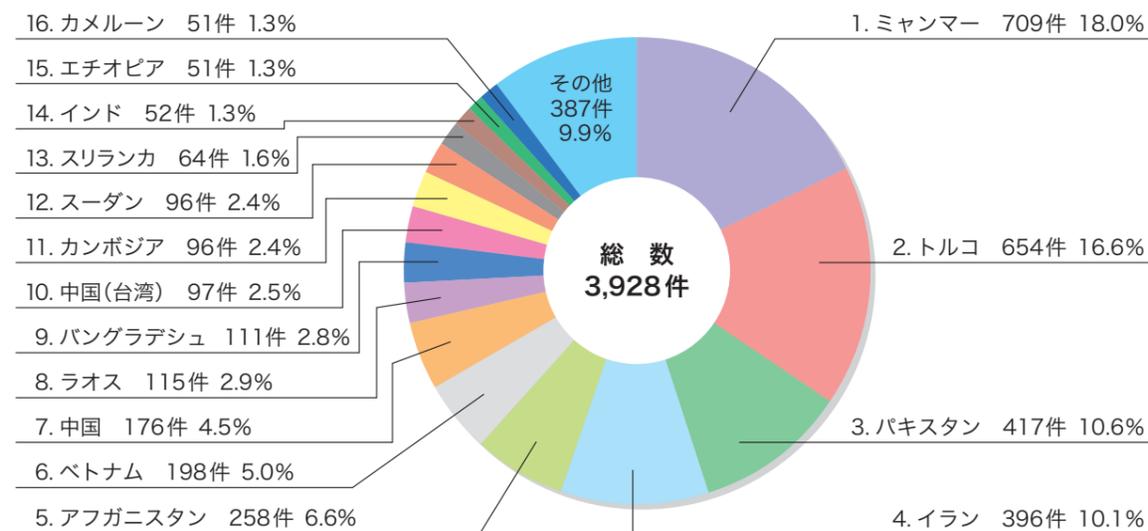
資料3 申請者の内訳(性別)



資料4 申請者の内訳(年齢)



資料1 申請者の内訳(出身国)



### 3 申請者に対する処分結果

前記3,928件に対する平成17年12月末現在における処分内容を見るに、その内訳は【資料5】のとおりであり、何らかの処分がなされた3,583件のうち<sup>(注5)</sup>、難民と認定された者が376件(10パーセント)<sup>(注6)</sup>、難民と認定されなかったが<sup>(注7)</sup>在留を認められた者が930件(26パーセント)<sup>(注8)</sup>、難民と認定されず、かつ、在留を認められなかった者が2,277件(64パーセント)である。

したがって、申請者の36パーセントが庇護されているといえる。

以上を国籍別に見たものが【資料6】であり、特にミャンマー、ベトナム、ラオス、カンボジアといった東南アジア出身者の認定率や庇護率が高いことが認められる。

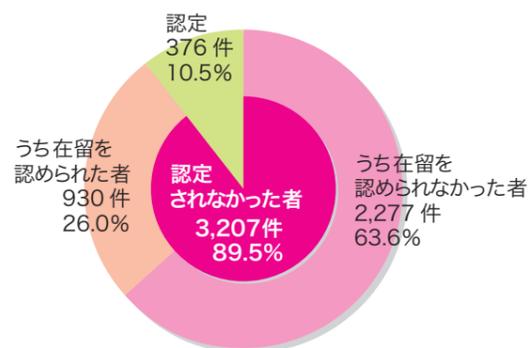
<sup>注5)</sup> 平成17年12月末現在で難民不認定等の処分内容が本人に告知されていないものの、内部的に決裁を了しているものについては、処分を了したものとして計上している。

<sup>注6)</sup> 異議申出・異議申立手続において難民認定された者を含む。

<sup>注7)</sup> 取り下げ等により終止処分となった者を含む。

<sup>注8)</sup> その理由の如何を問わず、およそ難民認定申請がなされた案件について、難民不認定の処分内容について内部的に決裁を了した後に、何らかの在留資格を付与(在留資格取得許可、在留特別許可、在留期間更新許可、在留資格変更許可)されているものを指す。ただし、付与された在留資格が「短期」その他出国準備のための在留資格である場合を除く。

資料5 処分結果の内訳



資料6 難民認定申請者の許可状況(上位20か国)

	処分件数	認定者数	認定率	在留許可数	認定者・在留許可数	庇護率
トルコ	629	0	0.0%	23	23	3.7%
ミャンマー	500	117	23.4%	152	269	53.8%
パキスタン	406	3	0.7%	67	70	17.2%
イラン	381	55	14.4%	49	104	27.3%
アフガニスタン	256	23	9.0%	87	110	43.0%
ベトナム	198	59	29.8%	104	163	82.3%
中国	157	3	1.9%	78	81	51.6%
ラオス	115	48	41.7%	64	112	97.4%
中国(台湾)	97	0	0.0%	75	75	77.3%
カンボジア	96	50	52.1%	46	96	100.0%
スーダン	91	0	0.0%	40	40	44.0%
バングラデシュ	90	0	0.0%	13	13	14.4%
スリランカ	59	0	0.0%	4	4	6.8%
インド	52	0	0.0%	2	2	3.8%
カメルーン	50	0	0.0%	11	11	22.0%
エチオピア	48	2	4.2%	12	14	29.2%
ガーナ	29	0	0.0%	2	2	6.9%
コンゴ民主共和国(ザイール)	28	3	10.7%	9	12	42.9%
ナイジェリア	24	0	0.0%	5	5	20.8%
イラク	21	6	28.6%	7	13	61.9%
その他	256	7	2.7%	80	87	34.0%
計	3,583	376	10.5%	930	1,306	36.4%

### 4 新規申請と再申請

#### (1) 再申請率

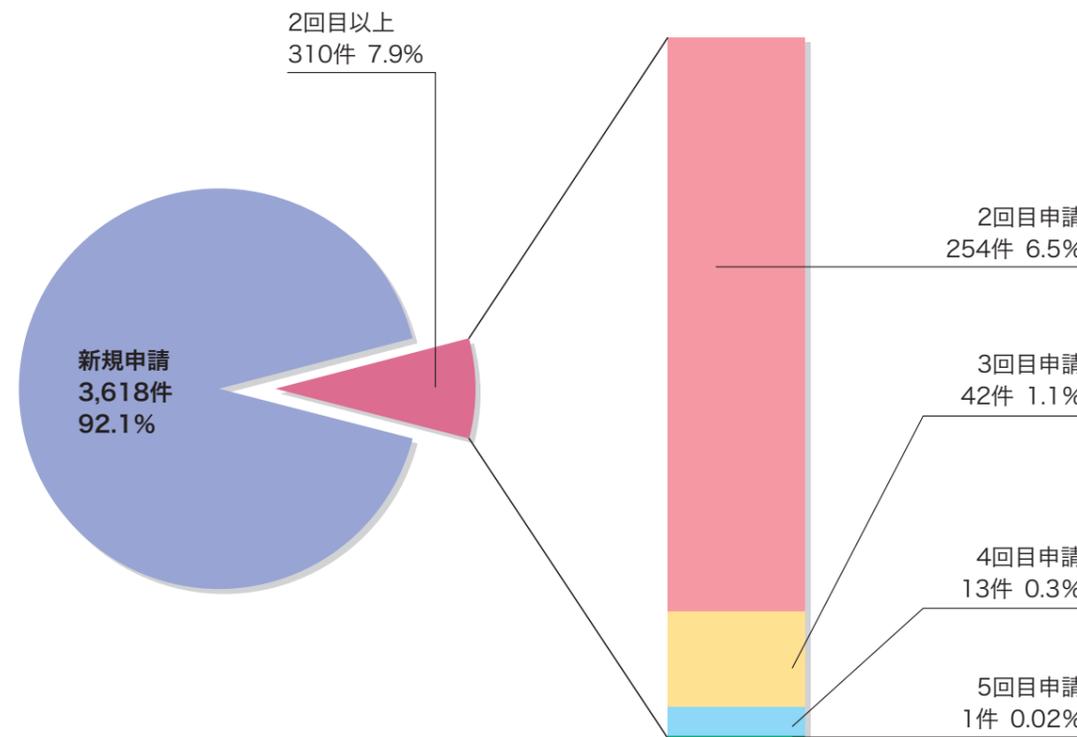
難民認定申請3,928件のうち、我が国で初めてなされた難民認定申請(新規申請)と、過去にも難民認定申請したことがある者から再度なされた申請(再申請)との内訳は、【資料7】のとおりであり、新規申請3,618件に対して再申請が310件であるから、申請全体に占める再申請案件の比率は8パーセントである。この再申請案件の内訳を見ると、それぞれ2回目の申請が254件、3回目の申請が42件、4回目の申請が13件、5回目の申請が1件である。

これら申請状況とその処分結果を見たものが【資料8】である。



(アフガニスタン難民キャンプの子どもたち)

資料7 難民認定申請者の申請回数



4 新規申請と再申請

新規申請のうち、難民と認定されなかったものは2,958件であるが、このうち2回目の申請がなされたものが254件であるから、ここでの**再申請率は9パーセント**である。

以下、それぞれ2回目の申請で難民と認定されなかった者が3回目の申請に及ぶ再申請率は**20パーセント**、3回目の申請で難民と認定されなかった者が4回目の申請に及ぶ再申請率は**42パーセント**、4回目の申請で難民と認定されなかった者が5回目の申請に及ぶ再申請率は**17パーセント**である。概ね回を重ねるたびに再申請率が上昇することが認められる。

また、再申請率を国籍別に見た場合、特にトルコ人については、2回目の申請に及ぶ再申請率が21パーセントである。トルコ人以外の者が2回目の申請に及ぶ再申請率は6パーセント(2,456件中147件)にすぎないので、トルコ人の再申請率はトルコ人以外の者の約4倍であるといえる。なお、トルコ人のうち、新規申請時に難民と認定されなかった者のうち多数回申請(3回以上の申請)まで及んでいる者は502件中25件であり、比率にして5パーセントである。トルコ人以外の者で多数回申請まで及ぶ比率は0.7パーセント(2,456件中17件)にすぎないので、トルコ人の多数回申

請率はトルコ人以外の者の約7倍であるといえる。さらに、新規申請時に難民と認定されなかった者のうち4回目の申請に及んだ者を見ると、トルコ人については502件中8件であり、比率にして1.6パーセントであるのに対し、トルコ人以外の者で4回目の申請に及ぶ比率は0.2パーセント(2,456件中5件)にすぎないので、トルコ人が4回申請に及ぶ比率はトルコ人以外の者の約8倍となる。5回目の申請に至ってはトルコ人によるものしか見当たらない。

このようなトルコ人の特異性は再申請の案件に占める割合を見ても顕著であり、再申請案件

(多数回申請を含む。)310件中、45パーセントに当たる141件はトルコ人からの申請であり、特に多数回申請案件56件中、61パーセントに当たる34件はトルコ人からの申請である。

(2) 再申請時の処分結果

再申請時の処分結果を見ると、【資料8】から分かるとおり、新規申請時においては3,325件中367件(11パーセント)が、2回目の申請時においては220件中8件(4パーセント)が、3回目の申請時においては32件中1件(3パーセント)が難民認定されている。なお、平成17年12月末現在、4回目以上の申請時に難民認定された例はない。

資料8 申請者の申請回数

	1回目				2回目				3回目				4回目				5回目			
	申請者数 (占める割合)	認定者	認定されなかった者 <sup>(注)</sup>	申請者数 (占める割合)	再申請率	認定者	認定されなかった者 <sup>(注)</sup>	申請者数 (占める割合)	再申請率	認定者	認定されなかった者 <sup>(注)</sup>	申請者数 (占める割合)	再申請率	認定者	認定されなかった者 <sup>(注)</sup>	申請者数 (占める割合)	再申請率	認定者	認定されなかった者 <sup>(注)</sup>	
ミャンマー	669 (18.5%)	111	361	37 (14.6%)	10.2%	6	22	3 (7.1%)	13.6%		0									
トルコ	513 (14.2%)	0	502	107 (42.1%)	21.3%	0	100	25 (59.5%)	25.0%		23	8 (61.5%)	34.8%		4	1 (100%)	25.0%	0		
パキスタン	393 (10.9%)	3	381	19 (7.5%)	5.0%	0	19	4 (9.5%)	21.1%		2	1 (7.7%)	50.0%		1					
イラン	376 (10.4%)	54	316	17 (6.7%)	5.4%	1	9	2 (4.8%)	22.2%		1	1 (7.7%)	100.0%		0					
アフガニスタン	246 (6.8%)	23	221	12 (4.7%)	5.4%	0	12													
その他	1,421 (39.3%)	176	1,177	62 (24.4%)	5.3%	1	50	8 (19.0%)	16.0%	1	5	3 (23.1%)	60.0%		1					
計	3,618	367	2,958	254	8.6%	8	212	42	19.8%	1	31	13	41.9%	0	6	1	16.7%	0		

(注) 一次審査の処分未了の者は除く。

4 新規申請と再申請

(3) 再申請の連続性

再申請の案件のうち、難民と認定されなかった後も本邦に引き続き在留しながら再申請したもの（連続型再申請）と、難民と認定されずにいったん国外に退去した上で、再び本邦に入国して再度難民認定申請したもの（非連続型再申請）との内訳は【資料9】のとおりであり、再申請案件のうち23件、比率にして**7パーセントが非連続型再申請**である。この国籍別内訳を見ると、非連続型再申請案件のうち半数はトルコ人によるものである。



(ミャンマー難民キャンプの子ども) 写真提供: 財団法人 アジア福祉教育財団難民事業本部

5 本邦入国から難民認定申請までの平均期間

難民認定申請者3,928件のうち、連続型再申請案件や入国日不明の案件を除いた3,538件で見ると、**本邦入国から難民認定申請までの期間の平均は922日(約2.5年)**である。なお、上記期間の最も長い者は、中国(台湾)人の7,291日(約20年)である。

これを国籍別に見たのが【資料10】である。主要出身国の中では、ミャンマー人の上記期間の平均が2,235日(約6.1年)であり、とりわけ申請が遅延していることが認められる。



(ミャンマー難民キャンプの子ども) 写真提供: 財団法人 アジア福祉教育財団難民事業本部

資料9 再申請の連続性

	再申請案件	連続型	非連続型
トルコ	141	129	12
ミャンマー	40	40	0
パキスタン	24	18	6
イラン	20	20	0
中国	17	17	0
アフガニスタン	12	10	2
その他	56	53	3
合計	310	287	23

資料10 難民認定申請者の入国から申請までの期間

	平均日数	最長日数
ミャンマー	2,235	6,691
トルコ	292	2,867
パキスタン	353	6,468
イラン	943	5,112
アフガニスタン	278	5,828
ベトナム	816	4,552
中国	1,648	5,670
ラオス	783	7,002
バングラデシュ	577	5,538
中国(台湾)	1,148	7,291
カンボジア	938	4,484
スーダン	589	2,324
スリランカ	1,429	4,983
インド	197	3,149
エチオピア	432	2,808
カメルーン	103	1,371
その他	500	6,338
全体の平均	922	

## 6 申請者の処分後の状況

### (1) 本邦に在留する者

【資料11】にあるとおり、我が国で難民認定された者又は在留を認められた者計1,306人のうち、平成17年12月末現在、なお本邦に居住していることが確認できる者は1,096人であり、**定着率は84パーセント**である。このうち本邦に永住する在留資格を付与された者は238人(18パーセント)であり、帰化した者は271人(21パーセント)である。

これを国籍別に見ると、**ミャンマー人、カンボジア人等の定着率が9割を超えている一方、ベトナム人、アフガニスタン人等の定着率は7割台にとどまっている。**

なお、ミャンマー人の特徴として、定着率が高い一方で、永住者が少なく、帰化した者に至っては見当たらない。逆に、カンボジア人の7割は既に帰化している。

### (2) 出国した者

我が国で難民認定申請した者のうち、**約4割に当たる1,580人が平成17年12月末時点で出国**しており、その内訳は【資料12】のとおりである。

なお、出国先については記録上必ずしも明らかではないものの、特に出国者の多いトルコ人の出国状況について確認した結果、平成17年中の出国者88人のうち86人は退去強制手続により出国

しており、入国警備官がトルコまで護送した案件はもちろんのこと、自費出国許可を受けて自ら出国した者はいずれも、トルコまでの航空券を呈示している(うち57人はトルコ航空の直行利用者)。その余の2人についても、1人は外国人出国記録上トルコ直行便で出国していることからすれば、ほとんどの出国者は本国への帰国者であると推認することができる。

資料11 難民認定された者及び在留を認められた者の在留状況(平成17年12月31日現在)

	難民認定者・在留を認められた者の総数	在留状況					定着率
		永住者	その他在留資格を有する者	帰化	出国	その他(死亡、不明など)	
総数	1,306	238	587	271	174	36	83.9%
ミャンマー	269	13	235	0	17	4	92.2%
ベトナム	163	26	14	77	36	10	71.8%
ラオス	112	25	12	62	9	4	88.4%
アフガニスタン	110	30	48	1	27	4	71.8%
イラン	104	36	39	13	14	2	84.6%
カンボジア	96	20	4	66	5	1	93.8%
中国	81	6	44	15	12	4	80.2%
中国(台湾)	75	14	19	20	20	2	70.7%
パキスタン	70	25	40	0	4	1	92.9%
スーダン	40	21	16	0	3	0	92.5%
その他	186	22	116	17	27	4	83.3%

	難民認定者数	在留状況					定着率
		永住者	その他在留資格を有する者	帰化	出国	その他(死亡、不明など)	
総数	376	69	150	103	45	9	85.6%
ミャンマー	117	7	105	0	5	0	95.7%
ベトナム	59	6	3	30	16	4	66.1%
イラン	55	21	13	10	10	1	80.0%
カンボジア	50	11	2	34	2	1	94.0%
ラオス	48	18	6	19	2	3	89.6%
アフガニスタン	23	3	12	1	7	0	69.6%
その他	24	3	9	9	3	0	87.5%

	在留を認められた者の数	在留状況					定着率
		永住者	その他在留資格を有する者	帰化	出国	その他(死亡、不明など)	
総数	930	169	437	168	129	27	83.2%
ミャンマー	152	6	130	0	12	4	89.5%
ベトナム	104	20	11	47	20	6	75.0%
アフガニスタン	87	27	36	0	20	4	72.4%
中国	78	6	42	14	12	4	79.5%
中国(台湾)	75	14	19	20	20	2	70.7%
パキスタン	67	24	38	0	4	1	92.5%
ラオス	64	7	6	43	7	1	87.5%
イラン	49	15	26	3	4	1	89.8%
カンボジア	46	9	2	32	3	0	93.5%
スーダン	40	21	16	0	3	0	92.5%
その他	168	20	111	9	24	4	83.3%

(注) 帰化の数は入国管理局のデータに基づくものである。

資料12 難民認定申請した者の出国状況(上位10か国,平成17年12月31日現在)

国籍	出国した数	内訳		
		難民認定された者	在留を認められた後出国	庇護されないままの出国
トルコ	335	0	3	332
パキスタン	247	0	4	243
イラン	242	10	4	228
アフガニスタン	134	7	20	107
ミャンマー	70	5	12	53
ベトナム	68	16	20	32
中国	56	0	12	44
スーダン	43	0	3	40
バングラデシュ	40	0	1	39
中国(台湾)	36	0	20	16
その他	309	7	30	272
合計	1,580	45	129	1,406

6 申請者の処分後の状況

(3) 逃亡中の者

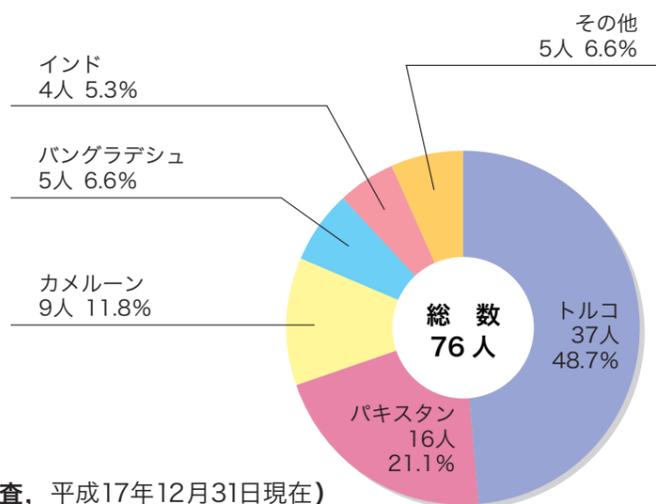
我が国で難民認定申請した者のうち、平成17年12月末現在、処分内容について内部決裁を了した後、その処分内容を告知する前に逃亡されたために告知をすることができない者は、一次審査において76人、異議審において46人おり、合計して122人である。その国籍別内訳は【資料13】のとおりであり、いずれの手續においても、逃亡している者の半数はトルコ人であり、平成17年12月末現在におけるトルコ人の逃亡者は合計して59人である。

(4) 主要国出身者の在留・出国状況の分析

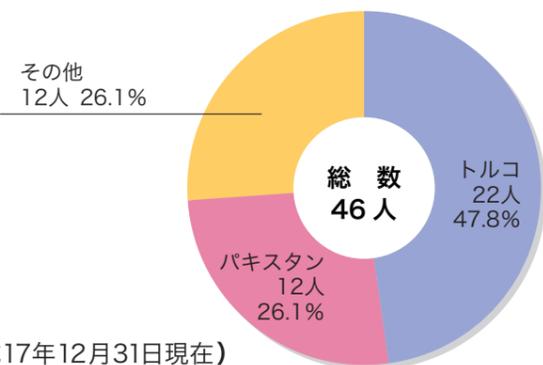
以上をもとに、出身国上位5か国であるミャンマー、トルコ、パキスタン、イラン、アフガニスタンの全申請者について、平成17年12月末現在における在留・出国状況の比率を見たものが【資料14】である。

これを見ると明らかなおとおり、トルコ人申請者の約8割が逃亡ないし帰国しており、これは他の国籍の者と比較しても顕著な特徴である。

資料13 申請者のうち、逃亡中の者の国籍別内訳

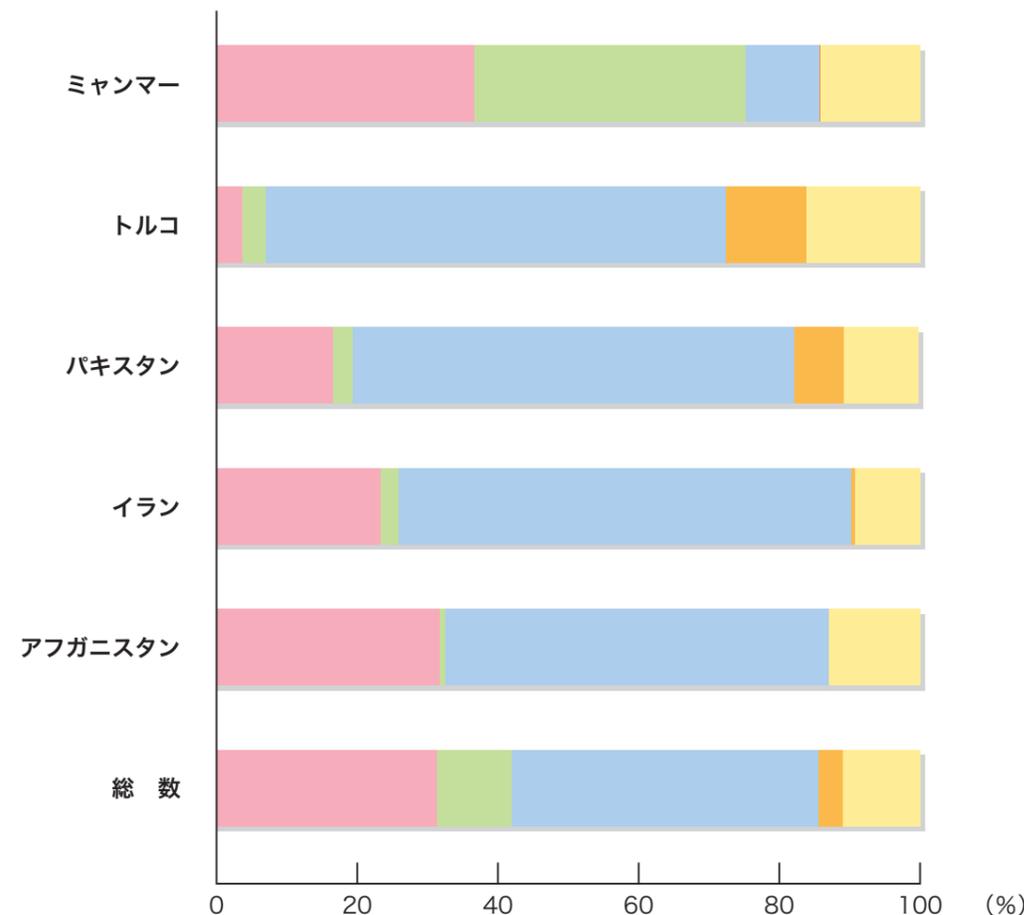


(一次審査, 平成17年12月31日現在)



(異議申立て, 平成17年12月31日現在)

資料14 主要5か国の在留・出国状況



	ミャンマー	トルコ	パキスタン	イラン	アフガニスタン	総数
認定又は在留を認められて本邦に在留中 <sup>(注1)</sup>	245 (36.6%)	20 (3.9%)	65 (16.5%)	88 (23.4%)	78 (31.7%)	1132 (31.3%)
手続中 <sup>(注2)</sup>	258 (38.6%)	17 (3.3%)	11 (2.8%)	9 (2.4%)	2 (0.8%)	387 (10.7%)
出国	70 (10.5%)	335 (65.3%)	247 (62.8%)	242 (64.4%)	134 (54.5%)	1580 (43.7%)
逃亡中	1 (0.1%)	59 (11.5%)	28 (7.1%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	122 (3.4%)
その他 <sup>(注3)</sup>	95 (14.2%)	82 (16.0%)	42 (10.7%)	35 (9.3%)	32 (13.0%)	397 (11.0%)
計	669	513	393	376	246	3618

注1) 在留を認められたが異議申立てをしている者は「手続中」として計上した。

注2) 難民認定手続（異議審を含む。）が進行中である者を指す。

注3) 難民認定手続（異議審を含む。）を終えて行政訴訟を提起している者や死亡した者等。

## 7 申請者の逃亡状況

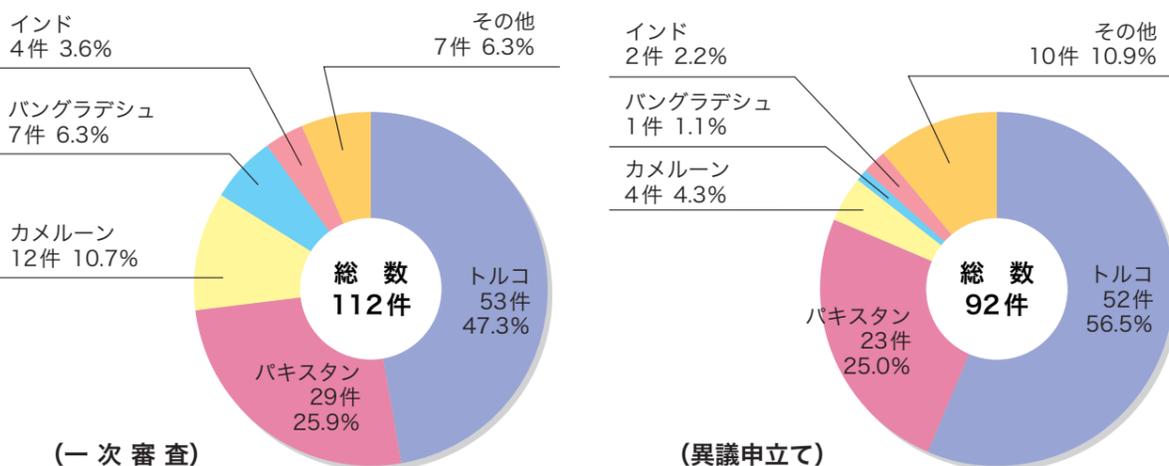
通常、処分内容について内部決裁を了した後は、申請者に対してその処分内容を告知するまでにせいぜい1,2か月しか要していないが、申請者が所在不明となっている場合、処分内容を直ちに告知することができず、内部決裁を了してから実際の告知までに相当長期間を要することになる。これに着目し、申請者の所在不明状況を推測するため、過去5年間（平成13年から平成17年まで）に処分内容につき内部決裁を了してから6か月以内に告知されていない案件の数を確認したところ、一次審査において112件、異議審において92件であった。同期間内に内部決裁を了したもの（取り下げ等終止処分を除く。）は、一次審査において1,479件、異議審において871件である。したがって、告知が遅延したものの比率は、一次審査においては8パーセント、異議審においては11パーセントとなる。これはあくまで調査を終えて処分内容を決した後、告知されるまでの間に所在不明となったと推測されるものにすぎない。当然のことながら、これ以外にも、処分内容を決する前に所在不明となった者、処分内容の告知を受けた後に所在不明となる者、さらには、内部決裁

を了した時点で所在不明であったものの、その後6か月以内に摘発されて告知をすることができた事例なども少なからず存すると考えられる。以上を踏まえれば、およそ申請者の1割が逃亡していると考えられる。

上記手法で算出した所在不明者の数を国籍別に見たのが【資料15】であり、特にトルコ、パキスタン、カメルーンの3か国が際立っている。そこで、特にこの3か国に限定して全申請者の記録を精査した結果、トルコ人については170人、パキスタン人については75人、カメルーン人については19人が、それぞれ一次審査又は異議審の審査結果の告知を受ける前に逃亡していたことが判明した。

国籍別の難民認定申請者数（再申請を除く実数）は、トルコ人が513人、パキスタン人が393人、カメルーン人が51人である。したがって、トルコ人申請者の33パーセント（3人に1人）が、パキスタン人申請者の19パーセント（5人に1人）が、カメルーン人の37パーセント（3人に1人）が、それぞれ審査結果が判明する前に逃亡していることが明らかとなった。

資料15 過去5年間に処分結果の告知が6か月以上遅延している者の国籍別内訳



## III 難民審査参与員制度の運用状況

## 1 難民審査参与員制度とは何か

従来、難民認定の申請をした者は、認定をしない処分及び難民の認定の取消処分について、法務大臣に対して異議を申し出ることができることとされていた。いわゆる異議申出制度である。しかしながら、この異議申出制度については、一次審査同様、法務省入国管理局職員のみによって手続が進められていたことなどから、その公正性、中立性について疑問を呈されることがあった。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の提言を踏まえ、行政不服審査法による異議申立制度を基本としつつ、手続の公正性、中立性をより高めるため、難民審査参与員制度を設けることとなった。この制度は、法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、民間の学識経験者である難民審査参与員の意見を聴かなければならないとするものであり（法第61条の2の9第3項）、平成17年5月16日から施行されている。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命することとされている（法第61条の2の10第2項）。難民審査参与員はいずれも非常勤国家公務員であり、各人がそれぞれ法務大臣の諮問機関と位置づけられている。

難民審査参与員の提出した意見に法的拘束力はないが、法務大臣は、難民審査参与員の提出した意見を尊重して、異議申立てに対する決定を行うこととなる。

## 2 難民審査参与員の班構成

難民審査参与員の氏名及び経歴は【資料16】のとおりであり、平成18年10月末現在で19名が任命されている。

難民審査参与員は、3人で1班を構成し、班単位で審理に当たっており、現在は東京に5班、大阪に1班が設けられている。

なお、難民審査参与員が自由に意見交換をして心証を形成することができる環境を確保するためには、そのプライバシーについて最大限に配慮する必要がある。そこで、いずれの案件をいずれの難民審査参与員が担当したかについては一切公表しておらず、これを担保するため、各班の構成についても公表していない。

**資料16 難民審査参与員一覧**（氏名は五十音順。敬称略。）

新垣 修（あらかき おさむ）	志學館大学助教授
安藤 仁介（あんどう にすけ）	京都大学名誉教授
石橋 義明（いしばし よしあき）	元 アメリカ松下電子工業株式会社管理担当取締役
市川 正司（いちかわ まさし）	第一東京弁護士会弁護士
岩沢 雄司（いわさわ ゆうじ）	東京大学教授
甲斐 紀武（かい のりたけ）	元 チュニジア大使（平成18年8月31日まで）
河内 悠紀（かわち ゆうき）	元 大阪高等検察庁検事長
坂井 一郎（さかい いちろう）	元 福岡高等検察庁検事長
佐藤裕美（さとう ひろみ）	元 モロッコ大使、元難民事業本部長（平成18年8月1日から）
下方 元子（しもかた もとこ）	元 大阪高等裁判所判事
田中 信義（たなか のぶよし）	元 NHK報道局チーフディレクター
鳥居 淳子（とりい じゅんこ）	成城大学名誉教授
中山 猛（なかやま たけし）	元 東京海上火災保険(株)国際部参与
花水 征一（はなみず ゆくかず）	東京弁護士会弁護士
星野 昌子（ほしの まさこ）	元(社)神奈川人権センター理事長
松本 進（まつもとすすむ）	元 衆議院法制局第三部長
丸山 俊二（まるやま しゅんじ）	元 チェコ兼スロバキア大使
村上 敬一（むらかみ けいいち）	元 東京高等裁判所判事
柳瀬 房子（やなせ ふさこ）	NPO法人難民を助ける会理事長
山田 浩三（やまだ こうそう）	元 読売新聞編集局専任部長

## 難民審査参与員の声 ①

昨年5月、難民審査参与員の任務をお引き受けしてから、1年が経過した。この間の体験を振り返って、自分なりの感想をまとめておきたい。

難民審査参与員の制度は、以下のとおりである。日本に居る外国人は自分を難民と認定するように日本政府（法務大臣＝法務省）に申請することができる。この申請が認められなかった場合、申請者は異議を申し立てることができるが、異議申立てに対する最終的な決定を下すに先立ち、法務大臣は難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている。ただし、参与員の意見に法務大臣を拘束する力はなく、それを受け入れるか否かは大臣の裁量にかかっている。そこで、申請者の異議が妥当であると参与員が判断すれば法務大臣の再考を求めることになり、逆に妥当でないと判断すれば法務大臣の措置を裏書きすることになる。もっとも、いずれの場合も、申請者は法務大臣の最終的な決定の是非を裁判所で争うことができるのであるから、参与員の任務は“司法的な性格”ではなく、“行政判断に対する諮問的な性格”を持つに留まる、といえよう。

今までのところ、参与員は3名1組で意見を出すことになっており、各参与員はそれに個別意見を付すことができる。私はたまたま関西に住んで居るので、他の2名の参与員の方々とともに、大阪・名古屋地域の異議申立てを処理するほか、多忙な東京地域のお手伝いにも出掛けた。私たちの場合、3名の意見は一致することが多いが、一致せずに個別意見が付された例もある。

参与員の具体的な任務は次の手続に従う。最初に、私たちの組が処理すべき「異議申立て」が法務省（具体的には各地域の入国管理局）から割り当てられ、その申立てに関わる情報が文書として各参与員に届けられる。文書には、法務省側の記録類、申立人側（代理人たる弁護士を含む。）の提出書類のほか、一般マスコミ情報や各国関係省庁編纂の世界的・地域的な人権情報などが含まれている。次に、異議申立人の都合を勘案して、“口頭意見陳述”及び“審尋”の日時が設定される。この手続は、難民調査官が司会し、日本語で進められるが、申立人の理解する言語の逐語通訳が付けられ、代理人も同席し必要と考える場合には許可を得て補助的な発言をすることも認められる。口頭意見陳述及び審尋は、まず異議申立人が自分の申請の趣旨および異議の要点を口頭で説明し、それに対して参与員が順番に質問する形式をとる。参与員の質問は、届けられた文書による情報のほか、自分なりに努力して集めた情報に基づき、申請と異議の内容に判断を下すことを目的としている。この審尋から得た結論を“意見”にまとめ、法務大臣に提出することが参与員の任務である。

難民審査参与員の声 ①



参与員の任務を一年余り果たすなかで、私は日本に居る不法就労外国人の数が決して少なくないことに驚かされた。私が審尋した難民認定申請者の多くは、観光ビザで日本に短期入国して期限後も不法滞在を続けるかたわら不法就労し、なにかの機会にそれが発覚して収容所に入って後、難民認定を申請している。難民審査参与員制度は、こうした申請の当否の二次的判断を行政当局のみに委ねず、民間の第三者的な判断をも加味することを目指すものである。主権在民の民主制のもとでは、国民が政治参加を通じて立法、行政に自らの声を反映させるだけでなく、司法にも可能な範囲で参加することが望ましい。その意味では、司法を法律のプロだけに任せるのではなく、司法に国民一般の良識を反映させるべきであって、日本が遅ればせながら手掛けようとしている裁判員制度は、その重要な手段である。新しい制度の実施に試行錯誤は避けることができない。それは民主制の実質化を進めるための対価でもある。裁判員制度と同等に論じることは難しいが、難民審査参与員制度もまた、日本における司法に国民の声を反映させる一つの手段ではないか。それを失敗させないために、私自身はどうしたらいいのか、戸惑いを覚えつつ、自分に問いかける今日此頃である。

(国際法学者)

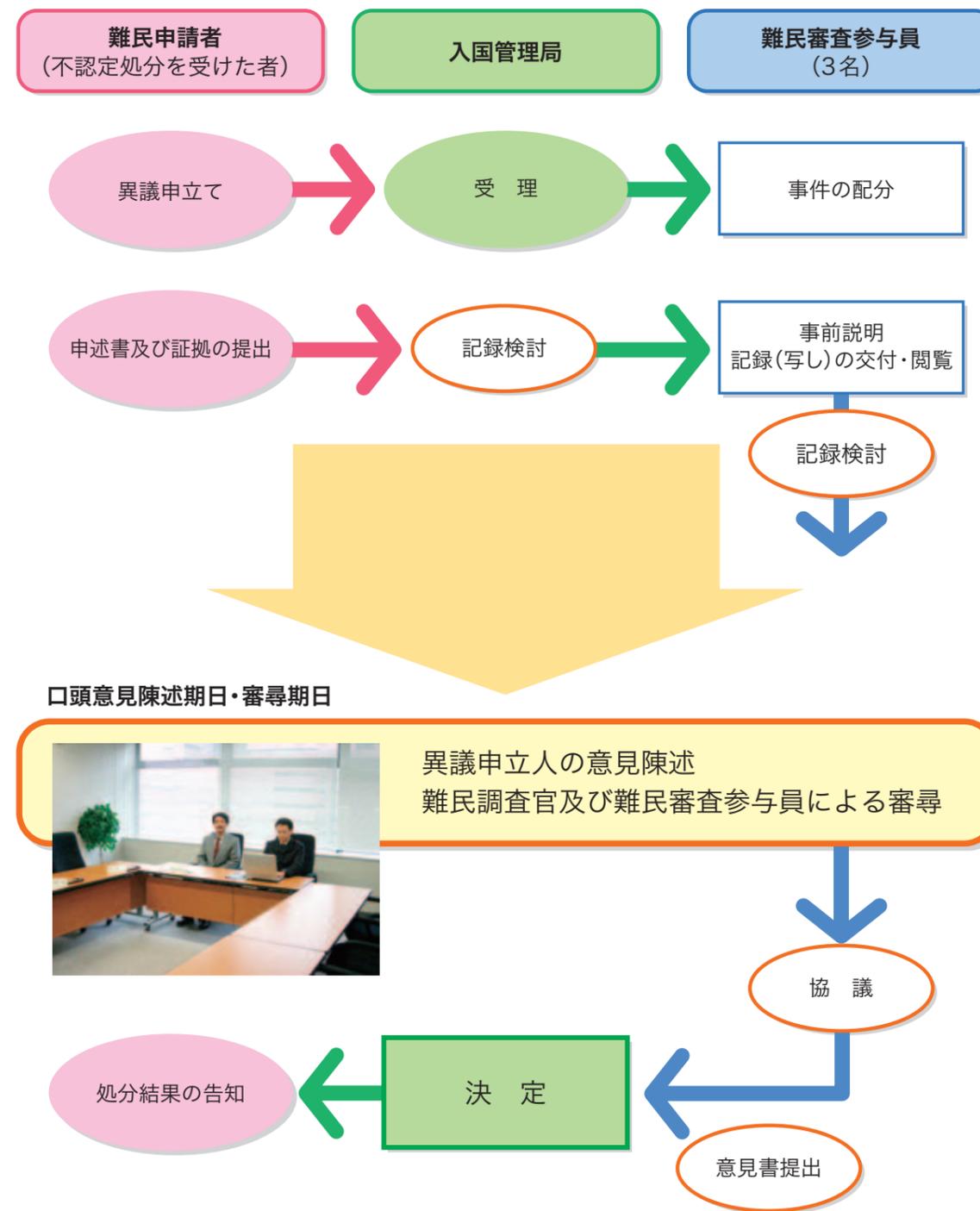


(アフガニスタン難民キャンプの子どもたち)

### 3 難民審査参与員制度の手続の流れ

改正法の下での異議申立手続は【資料17】のとおりであり、概略以下のとおり行われている。

資料17 異議申立手続の流れ



### 3 難民審査参与員制度の手続の流れ

#### (1) 異議申立て

難民不認定処分を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる（法第61条の2の9第2項）。

異議申立てをした者は、難民調査官に対して自由に意見を述べる場として、口頭意見陳述の機会を求めることができる（行政不服審査法第48条、第25条）。なお、異議申立人から口頭意見陳述の希望があった場合には、あらかじめ申述書を提出するよう求めている。

また、異議申立人は、異議申立手続においても新たな証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、提出することができる時期については制限がある。通常、異議申立てをした日から概ね6週間以内に提出するよう案内しているが、再申請案件等の特殊な場合にはこの限りでない。また、後に述べる「審尋」が終了した後の証拠提出は受け付けないこととしている（同法第48条、第26条ただし書参照）。

異議申立てがなされた場合、受理した順に各班に事件を配分している。ただし、親子等いわゆる家族結合の対象となる事件については同一の班に配分している。また、難民審査参与員から格別の要望がある場合や、異議申立人が以前に異議申立てに対する決定を受けたことがある（すなわち以前にも難民審査参与員の審査を受けたことがある）者である場合は、この限りでない。

#### (2) 期日前の準備

難民調査官は、当該案件について口頭意見陳述・審尋期日を実施するに先立ち、一次審査の概要等を取りまとめた事件概要書を作成し、一件記

録の写しを添付して、当該案件を担当する難民審査参与員に配布して説明している。

難民審査参与員は、国家公務員として国家公務員法上の守秘義務を負う。そこで、難民審査参与員に対しては、異議申立人の申述書や供述調書、異議申立人の提出資料はもちろんのこと、関係者の供述調書、関係機関から入手した資料その他非公開の資料を含め、およそ入国管理局が所持しているあらゆる証拠書類を呈示し、難民審査参与員が適正な判断を行うことができるよう努めている。

#### (3) 口頭意見陳述期日及び審尋期日

異議申立人が難民調査官に対して自由に意見を述べる「口頭意見陳述」や、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人に対して質問する「審尋」については、口頭意見陳述期日や審尋期日を開催して実施している。

通常、この両期日は同一の日に連続して実施している。いずれの手続も非公開であり、開催場所についても、異議申立人のプライバシー保護の観点から公表していない。

平成18年5月末までに口頭意見陳述期日又は審尋期日が実施された案件は、94件128名<sup>(注9)</sup><sup>(注10)</sup>にのぼる。なお、この94件中61件、すなわち全体の約3分の2はマンマー人の案件であり、以下、トルコ9件、バングラデシュ5件、スリランカ3件と続く。

上記94件のうち、93パーセントにあたる87件については、1回の期日をもって終えているが、7件については続行期日が設けられており、うち2件は3回にわたって口頭意見陳述期日又は審尋期日を開催している。開催された期日は、合計し

て延べ103回である。

それぞれの手続に要した時間の平均は、口頭意見陳述について約47分、審尋について約72分であり、合計すると約2時間を要している。<sup>(注11)</sup>

上記94件のうち、代理人弁護士が選任されて同席したものは、全体の62パーセントに当たる58件である。

なお、期日における関係者の発言内容については、口頭意見陳述調書を作成して記録している。これは、難民調査官が作成し、出席した難民審査参与員の確認を受けて完成するものであり、異議申立人等から希望があれば、完成後に閲覧に供している。

#### (4) 難民審査参与員による意見書提出

難民審査参与員は、審尋を終えた後、互いに意見交換を行った上、法務大臣宛に意見書を作成提出する。

法律上、難民審査参与員が意見を求められているのは、あくまで異議申立人が難民に該当するか否かについてである。ただし、難民審査参与員が難民該当性を否定しつつ特に人道的な理由から何らかの配慮をする必要があると考える場合には、意見書にその旨付記されることがある。

なお、難民審査参与員の自由な意見を妨げないようにするなどの観点から、意見書は非公開としている。ただし、手続の公正性等の観点から、法務大臣は、難民不認定処分等に対する異議申立てについて却下ないし棄却の決定をする場合には、当該決定に対する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにすることとしている（法第61条の2の9第4項）。

#### (5) 意見書提出後の手続の流れ

法務大臣は、難民審査参与員の意見書を踏まえ、改めて異議申立人の難民該当性を判断する。なお、これまでのところ、難民審査参与員の多数意見と異なる処分を行った例はない。

法務大臣の判断結果やその理由については、異議申立人に決定書（謄本）を交付して告知している。

注9) 本章での「件数」は、対象となる異議申立人128名のうち、いわゆる家族ケースとして併合審理されたものを1家族1件と計上したものであり、いわば家族の数を指す。

注10) 異議申立人や代理人弁護士が出頭しなかったものを含む。

注11) 実質的に要した時間を明らかにするため、異議申立人や代理人弁護士が出頭しなかった期日については除外した。

## 難民審査参与員の声 ②

玄関のブザーが鳴る。「宅配便です。法務省からです。」資料がドサッと届く。我が家の狭い書斎は資料で一杯だ。これを読むのが大変だ。難民認定の審尋の日程に合わせて読まなければならない。目をしょぼしょぼさせながら読む。なかなか頭に入らない。さながら大学の受験勉強だ。しんどい。しかし勉強にはなる。審尋は原則月二回だ。参与員は一チーム三人の組み合わせ。参与員の経歴はばらばら。裁判官もいれば検事もいる、外交官もいれば弁護士も、ジャーナリストも会社員も難民問題を扱っている人も大学教授もいる。多士済々？というべきか。

審尋は真剣勝負である。異議申立人は第一次の難民認定審査で不認定となった人たち。彼らも何とか難民として認めてもらおうと必死だ。又も不認定となれば国外退去が待ち構えている。参与員もその判断が当人の人生を大きく左右するだけにおろそかに出来ない。難民条約のいう難民として認められるか、政治難民と経済難民の違いをどこで判断するか。参与員になったとき考えた。何故民間に委嘱するか。官から民へということか。民間人の起用は裁判員制度の先取りか。第一次審査は難民調査官つまり官が行う、第二次審査—異議審は参与員つまり民が行う。官の判断と民の判断は違うのか。少なくとも違ったものでなくてはならないと思った。

異議審の申立人はミャンマー人が多い、トルコ人も多い。次いでバングラデシュ人が、時にはイラン人、ネパール人、アフリカ諸国出身者も加わる。異議申立人の難民申請はほとんどが「政治的意見」を迫害を受ける理由としている。国情によって内容は異なる。

ミャンマー人の場合は少数民族が理由だ、反軍事政権運動をしていたから、又日本に来てデモに参加したことが本国に知られているから帰国すれば迫害を受けるなどの理由を挙げている。それを信じるか信じないかの判断を迫られる。

審尋に加わっていて疑問に思ったことがある。申立人のなかに他人名義や偽のパスポートで入国しているものが多いということである。しかも不法滞在で捕まった後難民申請をしているケースが多いということである。どうして入国の際、水際でこれらのことが見抜けられないのか、対策はとられているがまだまだ不十分だ。成田空港の入管の現場を見せてもらった。

参与員の勉強会も開かれた。難民高等弁務官事務所からの講師のレクチャーも受けた。国際法の専門家の話も聞いた。第一次審査を行う調査官との意見交換会も行われた。参考になった。しかし現実となるとその都度暗中模索である。

審尋が終わる。別室で三人の参与員が判断についての意見を交換する。意見が一致することもあれば2対1に分かれることもある。その場合は別々の意見書を書く。そこがいいのかも知れない。

緒方貞子元国連難民高等弁務官は言う。「現在の政府の対応については庇護を求めてやってくるものへの難民条約の適用に際してもう少し人道的配慮に基づく寛大な考え方をしたい。勿論何でもかんでも受け入れてよいわけではない。グローバル化の結果、難民と就労目的の区別もつけづらくなっている今日、大切なのはあくまでも合法的に受け入れることだ。」(朝日新聞2006年6月20日夕刊)。そうありたいと思う。現実にはそこが難しい。

かつて若い頃ミャンマー取材した、インドシナ戦争取材した、インドシナ難民取材した。イランもバングラデシュも、ネパールも訪れた。その時の現場感覚を思い出しながらお役に立てればと思っている。

参与員になってアット言う間の一年だった。試行錯誤の一年だった。試練はまだ始まったばかりである。

(報道関係出身)

## 4 難民審査参与員の意見書について

### (1) 意見書の様式

難民審査参与員の意見書の様式については特に定めがなく、各難民審査参与員が自由に作成している。

難民審査参与員は、合議体ではなく、法的にはそれぞれが直接法務大臣に対して意見を述べるものであるが、3名の意見が合致した場合には連名で一通の意見書を作成することが多い。これに対し、意見が異なる場合には、それぞれ個別に意見書を作成する場合もある。一通の意見書の中に各意見を併記する場合もある。意見書の分量は案件により異なるが、長いものではA4紙で10頁に及んだ例もある。

### (2) 意見書の件数及びその内訳

平成18年5月末までに、延べ83件112名の異議申立人について難民審査参与員の意見書が作成されている。その多数意見(3名中2名以上の意見)における結論の内訳を見ると以下のとおりである。

#### i) 難民認定意見

7件8名(件数にして8パーセント、人数にして7パーセント)

#### ii) 人道的配慮を要する旨の意見

14件21名(件数にして17パーセント、人数にして19パーセント)

したがって、難民審査参与員は、全体のうち、**件数にして25パーセント、人数にして26パーセントについて、異議申立人に対する何らかの配慮が必要であるとしている。**

これを国籍別に見た場合、難民認定すべきとされた7件8名のうち、6件7名がミャンマー出身者、1件1名がアフリカ諸国出身者である。また、人道的配慮を要するとされた14件21名のうち、13件20名がミャンマー出身者、1件1名が東アジア諸国出身者である。

かかる認定率及び人道的配慮率を主な国籍別に比較した場合、以下のとおりである。

#### i) ミャンマー (51件63名)

難民認定 6件7名(12パーセント、11パーセント)

人道的配慮 13件20名(25パーセント、32パーセント)

計 19件27名(37パーセント、43パーセント)

#### ii) トルコ 8件17名について難民認定・人道的配慮いずれもなし

#### iii) バングラデシュ 5件8名について同上

#### iv) スリランカ 3件6名について同上

なお、ミャンマー人について更に見ると、51件のうち、いわゆる家族ケース<sup>注12)</sup>として併合審理されたものは9件で、42件は単独で審理されている。それぞれにおける難民審査参与員の意見の状況を示したのが【資料18】であり、家族ケースと単独ケースを比較すると、難民認定意見の比率には差が認められない一方、要人道的配慮意見の比率においては、家族ケースにおける比率が単独ケースにおける比率の倍以上となっている。

注12) ここにいう家族ケースは、あくまで異議申立人どうしが親子ないし夫婦であることから併合審理されたものを指し、本邦に配偶者や子がいるものの異議申立人となっていない事例については、単独ケースとして分類した。

#### 4 難民審査参与員の意見書について

また、平成18年5月末までに意見書が作成された83件のうち、69件においては3名の難民審査参与員の結論が一致しているが、14件においては多数意見と少数意見に分かれている。この14件のうち、難民該当性の判断自体について意見が分かれたものは6件（うち2件は、難民該当性を認める多数意見に対して難民該当性を否定する少数意見が付されたもの）であり、8件は難民該当性を等しく否定しつつ人道的配慮の要否について意見が分かれたものである。

したがって、難民審査参与員3名の意見が一致する率を見ると、難民該当性のみを見れば93パーセント、人道的配慮の要否まで含めれば83パーセントである。

#### (3) その他の意見

難民審査参与員の意見書の中には、異議申立人の難民該当性とどまらず、様々な意見が記載されることがある。例えば、一次審査においてインタビューに応じようとしないう異議申立人について、他国に真摯に庇護を求める者の態度ではなく、主張内容も難民該当性を認め得るような主張が何らなされていないなどと評価した上で、このような案件についてまで難民審査参与員の意見を聴かなければならないことへの疑問が呈されたものがある。また、繰り返し難民認定申請している案件について、新たな証拠や主張がないまま手続を徒に繰り返すことは手続の濫用であると評されたものがある。

#### 5 難民審査参与員制度の効果

以上のとおり、難民審査参与員からは、難民該当性を肯定するものも含め率直な意見を受けているが、難民該当性を肯定する場合も否定する場合も、いずれにおいても難民審査参与員それぞれの知識・経験が十分に活かされている。法曹実務家による精緻な事実認定、外交官・報道関係者・海外勤務経験者による諸外国の情勢分析、国際法学者による国際法の理解、NGO関係者による難民支援の経験というように、それぞれの難民審査参与員の知識・経験があいまって、時にはこれまで入国管理局が有し得なかった独自の視点から、説得力ある意見が提出されている。しかも、その意見の内容も、難民該当性を離れた在留特別許可の在り方や、難民認定制度自体の在り方など、多岐にわたっている。難民審査参与員の自由な意見表明という観点から、意見書の内容をすべて明らかにすることはできないものの、その一端は、異議申立人に対して交付する決定書からもうかがうことができる。

従来の異議申出制度の下で決定内容を通知する際、その理由の記載については簡潔なものが多かっ

た。しかしながら、現在では、異議申立人に対して交付する決定書の中で難民審査参与員の意見の要旨を明らかにすることとなったため、難民審査参与員による詳細な事実認定を踏まえ、法務大臣の処分理由についてもできる限り詳細に示すよう努めている（具体例につき巻末資料参照）。

そして、このように異議申立手続における理由説明を詳細に行うことに応じ、一次審査における不認定理由の説明も詳細なものとなりつつある。難民審査参与員が提出した意見書の内容はもちろんのこと、様々な機会に難民審査参与員から開陳された知見は、いずれも直ちに一次審査に反映させるよう努めているところであるが、一次審査における不認定理由の説明の変化は、難民審査参与員制度が一次審査に与えた影響の一つであるといえよう。

これからの難民行政は、各界を代表する難民審査参与員の協力を得ることにより、なお一層のこと、真実に立脚しつつ保護すべき者をあまねく保護することを期するものである。

資料18 難民審査参与員の意見の状況

	件数	認定意見	比率	要人道的配慮意見	比率
家族ケース	9	1	11.1%	4	44.4%
単独ケース	42	5	11.9%	9	21.4%
総数	51	6	11.8%	13	25.5%



(カンボジアの子どもたち)

### 難民審査参与員の声 ③

1965年から2年間、ラオスの首都ビエンチャンで青年海外協力隊員として日本語教育に従事した。1976年に入ると、教え子たちがメコン河を渡り、タイの難民キャンプに辿りついて、当時バンコクに住んでいた私のもとに「先生、助けて!」という手紙が届く。衣服や食べ物をノンカーイ難民キャンプへ届ける。「なぜ、母国を捨てるの」という私の問いに、彼らは「父は捕らえられて行方不明、旧ラオス王国の忠実な民であった僕たちに、新体制下での未来はない。外国で自由と希望を見つけない」と泣き叫んだ。初めての難民との出逢いであった。彼らはフランス、オーストラリアなどに定住して行った。

1979年、春はベトナムのボートピープル、そして秋にはカンボジアから数十万という難民がタイに流入して世界の耳目を集めた。80年2月、バンコク在住の主婦や駆けつけた若者たちと力を合わせて、日本のNGO、JVC（現在の、特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター）を設立した。それからの9年間私は事務局長として、インドシナ・アフリカ難民の救援と母国への帰還活動にも関わった。同じ人間なのにかくも厳しい状況に置かれている人々のため、私たちも何かするべきだという思いが今も重くのしかかっている。

17年間を途上国で生活し、帰国した日本で接する「難民関連のニュース」の殆どが、日本国の閉鎖性を指摘していた。「難民審査参与員」として不認定に対する異議を申し立てる人たちに接することになった時、それまでの経験から、「NGO畑の私が再び役所と対立する場面は避けられない」と覚悟をした。しかし、現実にはそういうことにはならなかった。「明らかに難民性が認められるケース」は第一審によって認定されているから、参与員が接する異議申立人からは、働くことへの熱い思いのみが伝わってくる。見落としのないように難民を救いたいと願う私たちの気持ちは空回りするばかりである。

10数年もの不法労働の未逮捕されて、現在の日本においては単純労働者受け入れの窓口がないので、ひたすら難民申請に走る。遠い昔の学生運動への参加を針小棒大に語る人々には失望するが、同時に、この人たちが日本経済の一部を支えて来たのだなと思うとやるせない。外国人受け入れの在り方は、現在多方面で議論されつつあると聞くと、抜本的な改革が望まれる。

そして何よりも私たち市民が心がけるべきは、すでに在住している外国人への分け隔てのない、人間らしい対応なのだ。難民として正式に受け入れられたある知識人が「やはり日本に来るべきではなかった。何年たっても差別の壁を越えることができない」と語るのを聞いた。この人たちやその子どもたちが将来のテロ活動の芽にならないとは限らないのだ。ロンドンやパリの悲劇は明日の日本のものとなる可能性は大きい。制度としての窓口が適正に開かれることも大切だが、それ以前に私たち日本人一人ひとりの「心の窓」が問われている。

(NGO出身)

## IV 卷末資料

## 難民不認定理由の説明状況 (注13)

注13) 以下に掲げる例は、実際に異議申立人に対して交付した決定書中に記載された処分理由であるが、個人情報保護等の関係上、一部固有名詞を記号化した。

### ●かつての異議申出手続における理由説明

「あなたは、原処分に対する異議申出において、その理由に対し不服を申し立てています。

しかしながら、その内容は、原申請の申立てとほぼ同旨を述べるものであるところ、新たに提出を受けた資料を含め全記録を検討しても、原処分の評価を覆すに足りる十分な証拠があるとは認め難く、難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められません。」

### ●現在の理由説明

I「1(1) あなたは、親族に反政府活動家が多い上、A元首相やB氏の親類であり、本国政府があなたもスーチー氏のように民主化運動のリーダーとして担ぎ出されないかと危惧するおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたは、A氏との関係ではその妻の弟の子、B氏との関係ではその妻の兄の娘の子であるというのであって、仮にそれが事実であるとしても、あなたが両氏の血を引いていないことが明らかであり、スーチー氏とは立場が異なります。

この点、あなたは、父が身柄拘束されたことがある旨主張していますが、他方、他の親族がA氏らとの親族関係を理由として身柄拘束されたことはないと述べています。後に述べるようにあなたの供述には疑問が多いことも考慮すれば、あなたの父が身柄拘束された旨の主張には疑問が残ります。仮にそれが事実であるとしても、そもそもあなたは、自己名義の旅券の発給を受けて繰り返し本国で出国手続を受けているものです。しかも、あなたは、1986年3月の本国出国時、同月中の帰国時、1987年1月の出国時のいずれにおいても尋問を受けなかった旨述べています。このように、あなたが概ね自由に出入国を繰り返していることからすれば、少なくともその当時、あなたが本国政府から注目されていたとは考えられません。また、本国に帰国するというあなたの態度も、迫害を恐れる者のとるものとは考えられません。したがって、あなたの父が身柄拘束されたことがあるとしても、それは直ちにあなたに対する現在の迫害の客観的危険性を基礎づけるものとは認められません。

(2) あなた自身、1974年には本国で自ら政治活動に参加したことなどを主張しています。

しかしながら、あなたは、その活動内容について、インタビューにおいては単に「騒動に参加しております」と述べていたのに対し、口頭意見陳述・審尋期日においては、執行委員会のメンバーとして演説をしたなどと、主導的立場にあったことを強調するように供述を変遷させています。あなたが、そのように政治活動に参加したとす一方、その後約8年にわたって本国で生活し続けた上、前記のとおり本国から出国しては帰国することを繰り返していることも併せ考えれば、あなたの供述の信ぴょう性には疑問がありますし、少なくともその当時、あなたが反政府活動家として本国政府から注目されていたとは考えられません。

(3) あなたは、1988年末ころ、バンコクに赴き、反政府勢力メンバーに金銭等の援助をし、さらに、1989年ころから1991年ころにかけて、ビルマ人船員を通じ、タイで活動している民主化運動家に対して金銭や薬の援助をしたことなどを述べています。

しかしながら、あなたは、違反調査においては、帰国した場合の迫害のおそれの根拠として、もっぱら親族に関するものばかりを挙げており、自分自身が何らかの政治活動をした旨の主張はしていません。ところが、あなたは、第1回目の難民認定申請時には、前記(2)の主張及び1988年末にタイで支援活動をした旨の主張をするに至り、さらに、第1回目の難民異議申出手続時には、船員を通じての援助活動をした旨付加するに至っています。また、その活動内容についても、あなたは、1988年末の支援活動について、従来は40万円の支援であり、この40万円を渡したのは兄であるとか、B氏の娘であると述べていましたが、口頭意見陳述・審尋期日においては、兄とB氏の娘に各40万円を手交した80万円の支援である旨を述べています。

このように、あなたの供述内容には変遷が多く、いずれもあなたの政治活動を強調する方向での変遷ばかりであり、供述の信憑性には疑問があると言わざるをえません。仮に活動の事実があるとしても、せいぜい数回の物的支援にとどまっており、これによって殊更あなたに対する迫害の危険性が生じるとは考えられません。

(4) 現在、あなたの姉らが本国で平穩に生活していることから、あなたが帰国した場合に迫害を受けるおそれがあるとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。」(現在訴訟係属中)

II「1(1) あなたは、クルド人であることを理由として迫害を受けるおそれがある旨主張していますが、英国内務省移民国籍局報告書等関係資料に照らしても、今日においては、少なくとも単にクルド人であるということのみにより直ちに難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)にいう迫害を受けるというおそれは認められません。

(2) あなたは、人民民主党(HADEP)の活動に協力したこと、特に同党を中心として行われた母国語教育キャンペーンに参加し、参加者の一部が身柄拘束されるなどしたことを理由として迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、例えばレイラ・ザーナ女史が釈放されて精力的な政治活動を開始していることから明らかなおお、少なくとも今日においては、トルコ政府がクルド系政党に対して厳格な対応をしているとは認められません。

そもそもあなたは、仮にその供述が事実であるとしても、HADEPの党員ではなく、単なる支援者の一人にすぎません。クルド語教育キャンペーン活動への参加についても、現在のトルコではク

ルド語によるテレビ・ラジオ放送が認められ、クルド語教育機関も設置されていることなどを考慮すれば、あなたがかかる活動を理由として迫害を受けるという客観的危険性は認められません。

- (3) あなたは、2001年8月、被害者であるはずの喧嘩で加害者として扱われ、裁判に出廷せず罰金を納めていないため、身柄拘束されて拷問を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたから提出された判決と題する書面を見るに、あなた自身の氏名の記載はなく、その親族の罪名も、喧嘩を表す傷害等の罪ではなく、官憲に対する公務執行妨害の罪です。しかも、その刑については、自由刑を罰金刑に換刑した上でその執行を猶予されています。そもそも「被告人の今までの態度及び犯行傾向を勘案し、…再犯のおそれがないとしたため」という記載からは、被告人らは罪状を認めているように思われます。

これら事実関係に照らせば、仮に上記判決と題する書面が真正なものであったとしても、その記載内容はあなたの主張するところとは著しく食い違っているため、あなたの供述は信用できません。

- (4) あなたは、2002年に他人名義旅券を用いて出国したため、指名手配されている旨主張しています。

しかしながら、そもそも他人名義旅券を不正に取得して行使することは、トルコに限らず我が国においても違法とされる行為です。もっぱら迫害から逃れるために上記行為に及んだというのであれば格別、あなたの場合、我が国において薬物犯罪により有罪判決を受けて退去強制処分を受けており、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）上、永久に上陸拒否されるべきものでした。あなたは我が国に無事到着した際も、難民であると主張することなく、あえて入国審査官の上陸審査において他人名義旅券を行使して上陸を果たしていること、あなたの妻は本国で自ら正規に旅券発給を受けていることも併せ考えれば、あなたが偽造旅券を入手した目的は、もっぱら本名では上陸することのできない日本にあえて上陸するためであったと疑われ、少なくとも迫害から逃れるために上記行為に及んだとは認められません。あなたに関する我が国の刑事判決も、その供述の変遷が著しいことなどを理由に、あなたは迫害から逃れるために日本に不法入国したのではなく、生活に困窮して働いて収入を得るためであったと認定しているところであって、かかる動機に基づく他人名義旅券不正取得が処罰されるとしても、それは難民条約上の「迫害」には該当しません。

- (5) あなたは、A協会を設立し、理事の地位にあることから、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、そもそも PKK は、国際的に認知されたテロ組織であって、そのフロント部門が世界各国に存在し、テロ資金集めを行っていることは周知の事実です。A協会の創設メンバーとされる者も、PKK 支持を公然と主張するものが少なくありません。あなたも、口頭意見陳述・審尋期日において「A協会にいる人が PKK を支援しているかもしれない。PKK のおかげで、私はいろいろな権利を取得することができた」などと述べています。かかる者たちが加入している団体について、トルコ政府が PKK 支援者の団体である疑いがあるとして注視すること自体は、テロ対策の観点からは当然です。

もちろん、テロ対策のためとはいえ、被疑者に対する拷問等、甚だしい人権侵害を伴う場合には「迫害」と評価すべき場合もあり得ますが、関係資料によれば、近年のトルコは、相次いで国際人権条約・協定を批准し、国内的にも人権状況改善に向けた法改正を繰り返しています。かかる状況を受け、EC委員会等は、もはやトルコにおいて組織的な拷問は認められないと評価しているところです。

かかるトルコにおける近時の人権状況の改善に照らせば、単なる支援者について殊更拷問等のおそれがあると認めることはできません。

この点、あなたは、A協会関係者である B 氏が帰国した際、写真に写っていたシャツの図柄等を理由に身柄拘束され、トルコ刑法 169 条違反により起訴され、その際、A協会関係者の氏名多数をトルコ官憲に述べた旨主張し、起訴状と題する書面を証拠提出しています。

しかしながら、これは、英国内務省移国籍局報告書（2005年4月版）に引用されているノルウェー出身国情報センターの報告書の記載内容にそぐわない上、上記 B 氏が起訴されたときされる時期以降、その家族が次々に自己名義旅券の発給や更新を受けて本邦に入国していることなども考えれば、上記起訴状は偽造されたものである疑いが強いと言わざるを得ません。また、仮に上記起訴状が真正なものであったとしても、あなたの代理人弁護士が口頭意見陳述・審尋期日に述べたように、問題とされているのは、日本で開催されたスポーツ大会に、PKK のシンボルが描かれた T シャツを着て参加したことなどです。先に述べたような PKK の危険な性格や、その支援者らの世界各国での活動状況を踏まえれば、PKK の支援者であると疑われてもやむを得ない衣服を公然着用する行為を処罰すること自体は、英国テロリズム法やドイツ結社法等の各国法制と比較しても、特に行きすぎた処罰とまでは認めがたく、かかる処罰をもって難民条約上の「迫害」と認めることはできません。

- (6) あなたは、法務省入管局職員によるトルコ出張調査において、あなたのことがトルコ政府に明かされたため、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

確かに、出張調査報告書によれば、ガジアンテップ県警テロ対策課長に対し、あなたに関する立件の有無の確認がなされています。

しかしながら、上記出張調査報告書等によれば、調査の際にトルコ政府に明かされたのはあなたの氏名及び生年月日のみです。仮にトルコ政府において、あなたが本邦で難民認定申請した事実を知っていたとしても、関係資料によれば、現在のトルコにおいては、単に海外で難民認定申請しただけでは迫害のおそれが生じないことは、英国、ドイツ、オランダ等も認めているところであって、ことさらあなたに対する迫害が企図されるとはおよそ考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて考慮しても、あなたが帰国した際に迫害を受けるという客観的危険性は認められません。

したがって、あなたは難民条約第 1 条 A (2) 及び難民の地位に関する議定書第 1 条 2 に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、法第 61 条の 2 の 9 第 3 項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由により、あなたの難民該当性は認められないと述べています。」（決定書交付後に帰国）

- III 「1 (1) あなたは、1986年にパキスタン人民党 (PPP) の学生組織に加入し、1996年には PPP の幹部となったほか、同年、軍を批判する演説をしたことなどから、本国に帰国すれば迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、その一方であなたは、わが国の刑事手続において一貫して、「1989年及び1996年の日本入国はいずれもお金を稼ぐためであった。日本人の配偶者等の在留資格によって在留しや

すいようにするため、1999年春にいったん帰国した上、A名義旅券の発給を受けて1999年5月14日に三たび日本に出国した。2000年3月13日及び2001年1月11日に日本を出国し、いったん本国の実家に行った。」などと述べており、迫害のおそれにつながるような供述は一切していません。むしろ、その供述によれば、あなたは、迫害から逃れたものではなく、もっぱら稼働するために来日したものであって、1996年来日した後も繰り返し本国に帰国していたこととなります。

- (2) あなたの刑事手続における上記供述は、その内容が具体的かつ合理的であることに加え、その出入国状況は、あなたが所持していたA名義旅券に押印された証印とも合致しているところであって、信ぴょう性が高いと考えられます。

この点、あなたは、「1996年に日本に出国して以来、一度も本国には帰国していない。旅券に押印されている証印のうち、パキスタンに帰国したとされるものはいずれも、他人が当該旅券を用いて帰国した際のものである」旨述べるとともに、警察官の供述調書は作文である、あるいは本国に知られるのが怖かったなどと主張しています。

しかしながら、あなたは、検察官や裁判所に対しても、警察官に対するのと同様の内容を繰り返し述べています。特に、あなたは、松山地方裁判所で行われた被告人質問において、「パキスタンでは収入が少なく、また姉妹の結婚資金の問題があるので、生活ができません。そこで日本でお金を稼いで国に送るために、偽名を使って3回入国しました。また日本に入国してきていますが、それは家の経済状態が悪くなったからです。姉妹の結婚の問題があったりして、もっとお金が必要になったからです。姉妹の最後の結婚である一番下の妹の結婚が、3年半前に終わってからも日本にいたのは、少しお金を貯めて、国に持って帰ろうと思ったからです。パキスタンに帰ってから仕事を探してみるつもりです。」などと詳細に述べ、また、高松高等裁判所で行われた被告人質問においても「1989年、兄弟たちの結婚資金や教育費、治療費を稼ぐために日本に来ました。父は、出て行ってから、一切生活費を入れてくれています。」などと述べています。その供述内容は法廷での自由な雰囲気の下でなされたものである上、上記控訴審は、懲役〇年の実刑判決を不服としたあなたの控訴申立てに基づくものですから、自己に有利となることが明らかな迫害のおそれをことさら隠したり、日本入国の動機について虚偽を述べる理由は見いだせません。本国に知られるのが怖かった旨の主張についても、父親が所在不明になった時期についてまで法廷で意図的に嘘をつく理由はありません。

なお、あなたは、2001年1月12日にB病院に入院した旨の回答書をもって、B名義旅券に押印された証印は他人の出入国を示すものである旨主張していますが、上記回答書は、単にAを名乗る者が入院したことを証するにすぎないのであって、あなた自身の入院事実を証明するものではありません。

- (3) 以上に対し、あなたの本手続における主張内容は著しく不合理です。例えば

ア あなたは、1989年来日した動機について、PPPの学生組織に加入していたことを心配した父の勧めによるものと述べています。しかしながら、そもそも関係資料から明らかとなり、PPPは1988年11月の総選挙で政権与党となっているのであって、その直後にことさら国外に逃亡する必要性があるとは考えられません。

イ あなたは、1986年にPPPの学生組織に加入し、1996年1月には同党の幹部に就任した旨述べています。しかしながら、あなたは、1986年当時で16歳前後、1996年1月当時でも25歳にすぎません。しかも、あなたは、1989年1月から1995年3月までの約6年間にわたり日本で生活していたものであり、あなた自ら、その間政治活動をしたことはないと述べています。とすれば、あなたがPPP党员として活動したのは合計しても4年ほどにすぎません。あなたのわが国での捜査段階における供述内容からも、あなたが高校時代に政治活動をしていたとは窺われず、あなたがPPP幹部であったとは信じられません。

ウ あなたは、A名義旅券に押印された証印に関し、パキスタンへの出入国はすべて他人が行ったもので、韓国への出入国のみが自分のしたことである旨述べていますが、あなたが所持していた旅券の証印のうち一部についてのみ関与したにすぎないというのは、それ自体極めて不自然です。

エ あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において、自分の演説は同じ政党を支持する者に対するもので、特に騒ぎを起こしたわけではないと述べていますが、不特定多数の者を扇動するような演説を行ったのであれば格別、前記程度にとどまる演説をしたあなたに対し、パキスタン政府がことさら冤罪を作り出して迫害しようと企図するほど警戒的になるとは思われません。そもそもあなたの供述によれば、犯人が誰かを分かっているはずのパキスタン警察が、ことさら1年以上経過するのを待って逮捕状を発付するというのも不自然です。

オ あなたは、逮捕状と題する書面等を証拠として提出していますが、これに関し、逮捕状が発付されて1か月後くらいに、本国の弁護士からの連絡で、逮捕状が発付されたことを知った旨供述しています。しかしながら、真に逮捕状が発付されているならば、それを知りながら二度にわたり本国に帰国し、さらに日本の刑事裁判においても裁判官の面前で帰国の意思を表明するというのは、いかにも不自然です。あなたが提出している逮捕状等、本国の刑事手続関係書類とされているものは、いずれも難民認定に資することを目的として偽造されたものであると疑われます。

- (4) その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聞いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。(現在訴訟係属中)

IV「1(1) あなたは、本国において、いわゆる文化大革命当時、政治思想について取り調べを受けたことがある旨主張していますが、関係資料によれば、中国政府は、現在では文化大革命は過ちであった旨公式に認めているところであって、あなた自身、政治思想について取調べを受けた後に共産党に復党した旨述べています。これら事情にかんがみれば、あなたが文化大革命当時の事情を理由として迫害を受けるおそれは認められません。

- (2) あなたは、本国において、共産党员でありながら、上海で行われたいわゆる天安門事件関係のデモに数回参加した旨主張しています。確かに天安門事件をめぐっては、最近に至るも事件関係者が

身柄拘束された旨の報道がなされていることは事実ですが、その内容は、例えば中国共産党に対して天安門事件の再評価を要求した者の事例のように、現在も活発に民主運動、反体制運動を繰り返している者の事例ばかりです。あなたの供述するところによれば、1989年にデモに数回参加したとはいうものの、その後は何ら政治的活動に参加していないというのであって、上記報道されているような事例とは明らかに性質を異にしています。

これに対し、あなたは、「本邦入国後、中国共産党から内容の矛盾する2通の通知を受けたが、これは私を帰国させようとする罠である」旨主張し、上記2通の通知文書を証拠提出しています。

しかしながら、その通知文書なる書面が入っていたという封書には、差出人として「A 居民委員会」と記載されているところ、関係資料によれば、これは中国における行政組織の名称であって、共産党の組織ではありません。一党独裁体制の中国とはいえ、行政組織が共産党の党籍に関する通知業務を行っているというのは不自然です。また、この通知文書とされる書面自体、いずれも手書きのメモにすぎず、中国共産党によって真正に作成されたものとは信じられません。

仮に上記2通の通知文書がいずれも真正に作成されたものであるとしても、その内容を見れば、単にあなたが長期間海外に滞在していることを理由として党籍が喪失する旨の記載があるのみであって、ことさらあなたの述べるような意図が隠されているとは思われません。

そもそも、あなたは、自己名義旅券の発給を受けて出国し、その後海外で何ら政治的活動をしなかったものです。あなたは、中国共産党があなたを迫害するために帰国させようとしている旨主張していますが、中国政府は、いったんはあなたの出国を認めたのであって、その後あなたが中国国外で新たな政治的活動をしたというのであれば格別、そのような事情のないあなたについて、いったんは出国を認めた中国政府があえて迫害を企図して帰国を促すというのは、いかにも不自然です。

あなたの行動状況を見ても、あなたは、天安門事件に参加して迫害の危険性が生じたとする一方で、その後5年にわたって本国に滞在し続けています。また、上記通知文書を最初に受け取った際から罠ではないかと疑っていたとしているにもかかわらず、自ら中国共産党に対し、自己の本邦における住所を教え、2通目の通知文書は直接あなたの自宅に郵送されてきたというのであって、真に中国共産党に対して畏怖している者が進んで自己の住所を教えるというのは、これもまた不自然です。

以上からすれば、あなたの供述には信ぴょう性が認められません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。」(決定書交付後に帰国)

- V「1(1) あなたは、1988年にJVP(人民解放戦線)のメンバーとなって政府を批判する活動をしたために迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、JVPは、平成6年以降、議席を有する合法政党として活動しており、平成16年4月には政権与党となっています。平成18年2月14日最高裁判所決定により確定した平成17年3月30日東京高等裁判所判決においても認定されているとおり、仮にあなたがJVPメンバーであったとしても、それを理由に迫害を受けるおそれがあると認めることはできません。

- (2) あなたは、本国において、政府が編成したブラックキャッツなる武装集団に襲われ、顔などに酸液をかけられるという事件があった旨主張しています。

しかしながら、前記判決においても認定されているとおり、あなたが証拠提出したスリランカの警察署作成の「犯罪捜査部日誌」と題する書面には、上記事件の翌々日、あなたが警察官に対し「帰宅したとき、2軒先に住むA氏が汚い声で怒鳴っており、兄が近寄ったところ、A氏は兄に向かってジャンプし、『これでも食らえ。』と言いながら、手に持っていた瓶に入っていた液体を兄のそばにいた私の顔に投げかけた。A氏が酸液を投げつけた理由は、彼が罵っている時に我々が彼に近づいたからかもしれない。」旨供述したことが記載されています。その他関係証拠に照らしても、あなたの上記主張は明らかに虚偽であると認められます。

- (3) あなたは、差出人をブラックキャッツとする脅迫状が両親の元に届いた旨主張しています。

しかしながら、前記判決においても認定されているとおり、あなたが証拠提出した脅迫状なる書面の中には、差出人が「ブラック」あるいは「ブラックタイガー」などと記載されたものがあり、これらは反政府組織であるLTTE(タミール・イーラム解放の虎)の戦闘部隊を指すものです。上記脅迫状なる書面の記載内容も極めて不自然であって、いずれも真にブラックキャッツによって作成されたものと認めることはできません。したがって、あなたの上記主張は明らかに虚偽であると認められます。

- (4) あなたは、本国において、数回にわたり警察に連行され、暴行を受けるなどした旨主張しています。

しかしながら、前記判決においても認定されているとおり、あなたは、その間に旅券の有効期間の延長許可を受け、正規の手続により本国を出国しており、また、本邦入国後も、在日スリランカ大使館から東京入国管理局横浜支局に対し、あなたの在留期間更新申請を許可するよう求める旨の文書が発行されているなど、むしろこれまであなたは本国政府の保護を受けていることが認められます。あなたの身柄拘束された回数に関する供述内容が著しく変遷していることなども併せ考えれば、あなたの上記主張は明らかに虚偽であると認められます。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。ただし、難民審査参与員のうち1名は、あなた及びあなたの家族の在留について配慮が必要であると述べています。」(決定書交付後、再度の難民認定申請を経て帰国)